

農業経営セミナー開催業務委託仕様書

1 目的

農業経営者に必要な意識の醸成、農業経営における基礎的な知識・情報の習得及び自己分析に基づいた経営課題の抽出やその解決策の検討等により、生産意欲の向上や経営基盤の強化を図り、優れた経営感覚を備えた農業経営者を養成するため、農業経営セミナーを開催する。

2 業務概要

- (1) 農業経営セミナーの企画・運営
- (2) セミナーに係る講師派遣等

3 契約内容

- | | |
|----------|--------------------|
| (1) 業務名 | 農業経営セミナー開催業務委託 |
| (2) 契約形態 | 委託契約 |
| (3) 支払条件 | 完了払い |
| (4) 委託期間 | 契約締結の翌日から令和3年3月15日 |
| (5) 開催場所 | 湯沢市内 |

4 業務内容

各事業は次の概要に沿って企画・運営すること。なお、受注者は受講料として、参加者1人につき1,000円程度（全課程の資料代含む）を徴収する。

(1) 農業経営セミナーの企画・運営

ア 内容及び開催時期

農業従事者が所得向上を図るための基礎知識習得に必要な講義内容及び、それらを習得するための開催回数及び講義時間、開催時期などを総合的に判断し、以下に沿ってカリキュラムを作成する。

① 開催回数及び講義時間

セミナーの開催回数は本業務期間中5回程度、講義時間は1回あたり2時間程度とし、18時以降の開催とする。

② 開催時期

おおむね令和2年11月～翌3月の期間中に各セミナーを開催する

③ セミナーの内容等

本委託におけるセミナーは「農業経営における基礎講座」とし、令和2年度は次のとおりとする。

◇セミナーの名称等 セミナーの内容にふさわしい名称等を設定する。

◇セミナーのカリキュラム

必須科目と自由科目を効果的に組み合わせカリキュラム作成する。なお、自由科目において現在想定している科目は以下のとおりとしているが、記載以外の科目についても受講者の資質向上に効果があると期待できるものを追加できるものとする。

項目	科目
必須科目	財務管理、自己経営分析
自由科目	経営者としての目標設定、生産原価管理、マーケティング（流通・販売・販路開拓・市場動向把握・販売戦略・商談会・6次産業化・海外戦略・広告宣伝等）、雇用・労務管理、リーダーシップ論、経営能力開発（人間力・発想力等）、経営拡大・改革プランニング、農業簿記 等

イ 開催場所

令和2年10月～翌1月開催のセミナー 市役所会議室等

令和3年2月以降開催のセミナー 湯沢市内ホテル等

会場決定については、発注者と受注者とが協議の上、決定する。

ウ 対象者及び募集人数

湯沢市在住でおおむね40歳までの、現在農業経営をしている者または経営者になろうとする者20人程度とし、原則、すべての講義に参加できる者。なお、農業法人、集落営農組織、家族経営等の各経営単位からの参加は1名までとし、農業後継者候補が望ましい。

(2) セミナーに係る講師派遣等

ア 講師派遣

受講者にとって経営確立に必要な知識の習得及び優れた経営感覚を養うための足がかりとなるよう、豊富な知識をもち、かつ、類似したセミナーにおいて実績のある講師を選定すること。

講師決定については、受注者から提出された企画提案をもとに発注者と受注者とが協議の上、決定する。

イ 受講者募集及び受講者の取りまとめ

受講者募集については発注者がダイレクトメールで行うほか、必要に応じて市の広報等にて募集し、受講者の取りまとめについても発注者が行う。

5 契約の方法

- (1) 契約保証金は、契約額の10分の1とする。ただし、湯沢市財務規則第123条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除する。

- (2) 契約にあたっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と市が協議・調整を行ったうえで契約を締結する。その際、協議の結果に基づき、企画提案内容及び仕様書を変更する場合がある。
- (3) 契約候補者は、(2)の協議後、契約締結前に見積書を提出するものとする。
- (4) 契約は審査により選定された契約候補者と市において協議を行った上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約によって締結する。なお、失格その他の理由により契約候補者との契約が不可能となった場合は、候補者選定審査において次点となった者と協議を行う。

6 成果品

- (1) 業務完了報告書(任意様式)
- (2) セミナー講師等の撮影・報道許可に関する書類
- (3) セミナーの当日に使用した資料等
- (4) 写真等実施状況が確認できるもの

7 成果品の帰属等

- (1) この契約の履行によって生ずる成果品は発注者に帰属するものとする。
- (2) 発注者は、この契約の成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。

8 契約の解除

受注者が当該業務の契約事項及び仕様書の各条件に違反した場合は、発注者は契約を解除し委託料を支払わない。または、支払った委託料の一部もしくは全部を返還させる場合がある。

9 その他

- (1) 契約締結後、速やかに本業務委託のスケジュールを作成し、発注者の承認を得ること。また、業務状況について定期的に報告すること。
- (2) 業務の遂行にあたり、関連する法令等を遵守すること。
- (3) 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。
- (5) 個人情報については、個人情報保護法及び湯沢市個人情報保護条例に基づき適正な取扱いを行うこと。
- (6) 本業務の委託料は、業務完了後、検査合格したのち受注者からの請求により支払うものとする。

- (7) 成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間終了後であっても受注者の責任において無償で訂正を行うものとする。
- (8) 提案内容に含まれる著作権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、受注者が負う。
- (9) 応募費用、書類等に係る費用はすべて応募者の負担とする。
- (10) 提出された書類は返却しない。
- (11) 本仕様書に定めのない事項や業務の遂行にあたって疑義が生じた場合については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。